

第III部 正義と和解の現実 第7章 紛争後の社会への司法介入 ルワンダとシエラレオネ

著者	望月 康恵
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
シリーズタイトル	研究双書
シリーズ番号	573
雑誌名	戦争と平和の間 紛争勃発後のアフリカと国際社会
ページ	279-316
発行年	2008
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00011645

第Ⅲ部

正義と和解の現実

第7章

紛争後の社会への司法介入

——ルワンダとシエラレオネ——

望月 康恵

はじめに

20世紀末より内戦が多発するなか、紛争中に生じた重大な犯罪を裁くために、国際社会⁽¹⁾によって刑事裁判所が設立されてきた。国際社会による個人の訴追としての「司法介入」⁽²⁾は、旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所 (International Criminal Tribunal for Former Yugoslavia: ICTY と略する)、ルワンダ国際刑事裁判所 (International Criminal Tribunal for Rwanda: ICTR)、シエラレオネ特別裁判所 (Special Court for Sierra Leone: SCSL) などのアドホック裁判所や、常設の国際刑事裁判所 (International Criminal Court: ICC) によって行われている。また司法機関のほかにも真実 (和解) 委員会が設立され、犠牲者、加害者の証言を聴き、過去の事件を明らかとし記録を残す作業も行われる。このような国際的な刑事裁判所や真実 (和解) 委員会による活動は、移行期正義 (Transitional Justice) として捉えられる。それは、過去に人権侵害を被った社会が、説明責任を確保し、正義を確立し、和解を達成することを目的として、過去の傷に対処しようとする取組みの一環である (UN [2004b: para.8])。移行期正義の取組みを進める組織として国際的な裁判所や真実 (和解) 委員会が設立され、紛争後の社会に不処罰の防止、国民和解、法の支配が促されてきた。またこの取組みを通じて、国際的に共通する理念

や目的が生じつつある。国際的な裁判所はとりわけ戦争犯罪を行った個人の訴追と処罰を通して移行期正義に貢献する。

一方、国内で生じた犯罪行為を国際的な裁判所が裁く司法介入においては、国際社会と現地社会の間で裁判の目的をめぐるギャップが露呈したり、また移行期の社会において活動を行う国際的な裁判所が現地社会との関係で課題に直面することも明らかとなってきた。本章ではICTRとSCSLの設立の経緯と活動に着目し、国際的な裁判所の役割に対する国際社会と現地社会のギャップを検討する。それによって、双方において想定されていた司法介入の役割と、実際の活動を通じて明らかとなった問題を提示し、紛争後の社会における司法活動の意義と課題について考察する。

本章では、ICTRとSCSLという2つの裁判所に着目するが、その理由は、裁判所が次に挙げる特徴を共有するためである。第1に、いずれもアフリカに設立された。第2に、個人の戦争犯罪行為を訴追するために、国際社会を体現する国際連合(国連)の関与によって設立された。第3に、裁判所の設立において国民和解が目的とされた。第4に、ルワンダ政府、シエラレオネ政府から裁判所設立の要請があった。

一方で、両裁判所の権限や機能については違いも見られる。第1に、設立根拠に関して、ICTRは国連憲章第7章にもとづいて安全保障理事会(安保理)の決議によって設立されたが、SCSLはシエラレオネ政府と国連の協定にもとづいて設立されている。第2に、ICTRはルワンダの隣国タンザニアのアルーシャに設置されたが、SCSLはシエラレオネの首都フリータウンを所在地とする。第3に、裁判の適用法規として、ICTRは国際人道法(ジェノサイド、人道に対する罪、ジュネーブ諸条約共通第3条と第2追加議定書)を適用するが、SCSLは国際人道法に加えてシエラレオネ法も適用する。第4に、裁判管轄権について、ICTRは1994年1月1日から12月31日に生じた国際人道法違反を裁き、また領域の範囲はルワンダに加えて、特定の国際人道法違反については近隣諸国の領域も対象とする。他方、SCSLは1996年11月30日以降について管轄権を有し、シエラレオネの領域で行われた犯罪のみを

裁判の対象とする（裁判所の管轄権などについては付表（pp. 314～316）を参照のこと）。

2つの裁判所の経験を比較検討することによって、国際的な裁判所が現地社会との関係で直面した問題を明らかにするとともに、国際社会の司法介入の意義と課題を提示したい。

第1節 国際的な刑事裁判所の理念と現実

1. 司法介入の意義

国際的な刑事裁判所の先例としては、第2次世界大戦後のニュルンベルグ裁判や東京裁判が挙げられる。これらの軍事法廷は、平和に対する罪や人道に対する罪を適用し、個人の犯罪を国際法にもとづいて裁き、国際社会に対する犯罪として位置づけるなど画期的な判断を行った。ただし一連の裁判は、第2次世界大戦の戦後処理であり、裁判所が戦勝国のみで構成されていたことや、個人の責任追及についても事後立法であり遡及科刑は不当である等の批判がなされた。

冷戦後に ICTY や ICTR が設立され、司法介入にかかわる議論が活発化した。そこでは、個人が紛争中の行為について戦争犯罪などの責任を負うことが改めて確認され、平和と正義の追求とが合致し、そして平和を永続させるために正義の追求があらかじめ必要であると強調された（Scheffer [1996: 34]）。個人の責任追及はまた、犯罪行為の責任を特定の国家や集団に帰することを回避し、集団行為としての犯罪の応酬を防ぐ。さらに裁判所の設立と「国際の平和と安全に対する脅威」の結びつきが明確となり、裁判所の設立が平和の回復と維持に貢献することが改めて確認された⁽³⁾。くわえて常設の ICC の設立によって、個人による国際犯罪をも訴追できる体制が整えられ、国際犯罪の発生に対する抑止効果も期待されている（小長谷 [1999: 135-

136])。

このように国際社会は、過去の国際人道法違反行為を見過ごさず、国際的な規範や規則にもとづいて個人を訴追し処罰する制度を構築してきた。紛争後の社会における司法介入とは、新たな社会を構築するための国際社会の積極的な取組みを表している。

2. 司法介入の問題点

司法介入は国際社会による積極的な関与であり、国際社会にとって戦争犯罪が重要な関心事項であることを確認するものとして評価される。その一方で、裁判所の活動を通じて、裁判の目的と現実の活動とのギャップが徐々に明らかとなってきた。

国際的な刑事裁判所は、本来、国際的な犯罪行為を行った個人の訴追と判断を第1の目的とする。同時に訴追を通じて、国際社会として犯罪行為を見過ごさず、不処罰 (impunity)⁽⁴⁾を防止し、国民和解を促し、法の支配を定着させることも目的として掲げられる。ただし後者の目的が、公判という裁判所の本来の活動を通じてどのように達成されるのかについては不確定でもある。たとえばアドホック裁判所の設立によって、国連の安保理は将来の犯罪行為者に対して国際社会が重大な戦争犯罪を見過ごさないことを伝え、不処罰に対して打撃を与えたと論じられる (Goldstone [1996: 500])。しかしそもそも、目的の実現についての客観的な評価は可能であろうか。一般的には、裁判所の設立によって、国際社会が重大な人権侵害行為者を放置しない意思や、裁判所活動の現地社会の平和と和解への貢献が確認されると言われる。また、裁判所が個人を訴追し判断を行い、裁判所の活動について人々に情報を提供するなど、裁判所の活動そのものがこれらの目的をも包含すると考えられている。しかし、裁判所の訴追を通じて実際に現地に平和と和解がもたらされたのかを検証することは難しい。

裁判所の目的のひとつである国民和解に関しても、とりわけ裁判所が犯罪

行為地に設立されない場合には、活動と目的とのつながりが不明確となる。国民和解を進めるうえで、裁判所の活動について現地の人々の理解を深めることが肝要である。国際的な活動と現地の人々との関係が弱いほど、裁判所の活動は現地と関連のない他者による取組みとして見過ごされるであろう (Kritz [1996: 131])。

さらに国際的な裁判所は、任務終了後に社会に遺産 (legacy) を残す。遺産として、裁判所の施設、設備、裁判関連の文書、訓練を受けた現地の人々、裁判に関係する技術や教育などが考えられる。ただし、これら遺産が現地社会に与える影響は裁判所の設立場所によって異なる。たとえば ICTY や ICTR は、現地社会とは離れた場所に設立されたために、現地社会への遺産は少ないと考えられている。また国際的な裁判所は、予算の観点より、予定された期間内に審理を終了することが求められ、その遺産については裁判所の完了戦略⁽⁵⁾のなかで十分な考慮が払われてきたとは言えない。それゆえに、これまでの経験にもとづいて、国連では、裁判所設立の際に完了戦略と現地社会への遺産を優先的に考慮する重要性が指摘されるようになった。いずれにせよ、残された遺産がどのように用いられるのかに関しては、裁判所の設立場所、遺産を受け継ぐ現地社会の資源や能力ともかかわる事項となる⁽⁶⁾。

このような司法介入における理念と現実について、以下 ICTR と SCSL の事例を通じて具体的に検討を試みる。

第2節 ルワンダ国際刑事裁判所 (ICTR)

1. ICTR の理念と目的

国際社会は、1994年にルワンダで生じた大量虐殺を阻止する効果的な措置を取ることができなかった。大量虐殺の後に、国連が設立した専門家委員会は、ルワンダで生じた国際人道法の重大な違反について調査を行い、国際的

な裁判所での訴追が適切であるという報告を行った⁽⁷⁾。

その際、委員会は国内裁判所と国際的な裁判所の設立の可能性を比較検討する。国内裁判所の利点として、個別の事件について配慮しやすく、現地社会のニーズに対応できること、証拠の収集や現地での調査が容易となり、さらに現地社会にとって馴染みやすく、裁判所の判断は象徴的な影響力が強くなることが指摘された。他方で、国際社会によって設立された裁判所の利点として、今回のような感情的、政治的に難しい事件を国内裁判所で扱う場合に公平性が保証されず報復となる可能性があり、また公平な裁判が事実上実施されたとしても、そのように見なされないことが強調された。

ルワンダで生じた人権侵害の重大性について、委員会は国際社会全体の懸念として指摘した。すなわち、これは過去に生じた犯罪行為に関する正義の追求のみならず、将来の行為の抑止と関連し、国際的な裁判所の活動によって国際的な刑事法の発展が促進されると述べた (UN [1994b: 29])。以上の通り、国際的な裁判所の設立の背景としては、ジェノサイドを国際社会の問題として捉える状況、戦争犯罪者の訴追と処罰の実施、裁判の役割として過去の事件の清算と将来の抑止という考え、また裁判を通じた国際法の発展への期待などが挙げられる。

一方ルワンダ側から見れば、このような裁判所の設立と訴追は、政権掌握と権力維持に密接にかかわる問題であった。委員会の報告書に先立つ7月に、内戦によって追放された旧ハビヤリマナ (Juvénal Habyarimana) 政権側 (いわゆるフトゥ⁽⁸⁾勢力) も、後の新政権となるルワンダ愛国戦線 (Rwanda Patriotic Front: RPF, いわゆるトゥチ勢力) も国際的な裁判所の設立を求めていたが、裁判所は敵対者の人権侵害行為を訴追する場と捉えられた (Gray [1994])。後に政権を掌握したトゥチの勢力は国際的な裁判所の設立に合意し (Lewis [1994])、9月には国際的な裁判所の設立を正式に安保理に要請した (UN [1994a: 4])。

裁判所設立の要請の理由として、ルワンダ政府は次の点を挙げた。第1に、ルワンダと同様に国際社会もジェノサイドや国際人道法違反によって被害を

受けており、それゆえに国際社会の関与を求めた。これによって中立かつ公正という司法の性格が強化される。第2に、裁判がルワンダ政府による復讐であるとの疑念を招かないようにすること。第3に、難民として外国にとどまる犯罪行為者の逮捕を促す。そのうえで、人道に対する罪であるジェノサイド行為は国際社会として禁止されるべきであると述べた。さらに裁判所が国民和解、社会正義、基本的人権を尊重する新しい社会の構築に役立ち、それはまたルワンダで生じた悲惨な事件に責任を持つ者の訴追によって可能となると指摘した（UN [1994c: 14]）。

このように裁判の公平性、中立性の重要性を指摘しながらも、ルワンダ政府は、ICTRで訴追される者としてジェノサイド行為にかかわった旧政権の指導者だけを想定し、現政権やRPFの関係者の訴追や処罰は考慮に入れていなかった。彼らにとっては、国際社会のルワンダへの関与は、現政権の過去の行為と現在の正統性を確認することに結びつけて捉えられていたのである。

2. 設立時における国際社会とルワンダ政府の対立

ジェノサイドを含む国際人道法違反を客観的に裁こうとする国際社会と、旧政権の指導者を訴追しようとするルワンダ政府の思惑の違いは、ICTR設立を決定した安保理の会合において明らかとなった。偶然に安保理の非常任理事国であったルワンダは、ICTRの設立を要請していたものの、安保理の会合では唯一反対票を投じた。

投票後の発言において、ルワンダ政府代表は、ICTRの設立がルワンダの人々の懸念を考慮して設立されたことを確信すると述べつつ、反対理由として、時間的管轄権、裁判所の構成、国内裁判所との関係、刑罰、裁判所の所在地等の問題を指摘した（UN [1994c: 15-16]）。

まず裁判所の時間的管轄権、つまり司法権が行使されうる犯罪などの行為が生じた時期について、ルワンダ政府は1990年10月1日から紛争終結の1994

年7月17日までを提案していた。これに対して安保理の提案では、時間的管轄権は1994年1月1日から同年12月31日までとなっていた。1994年に限定されたICTRの管轄権ではジェノサイドの原因が考慮されず、不処罰の文化の阻止や国民和解に貢献せず、ルワンダのためにならないと政府は批判した。ただし、ルワンダが提案した時間的管轄権は、前政権による行為の訴追と処罰を勘案したものであった。ルワンダ政府はまた自らの勢力による犯罪に裁判所の管轄権が及ばないように、1994年7月17日以降の管轄権の設定には反対していた(Moghalu [2005: 32])。

一方で、長期に及ぶ時間的管轄権は、訴追される者を増やし、ICTRに過度な負担を課すのみならず、ジェノサイドを行った指導者の訴追を妨げる可能性もあった。公平性、中立性が求められる司法機関にとっては、フトゥ、トゥチいずれかの当事者に加担すると見なされる管轄権の設定は避けたかった。最終的には、1994年のみの管轄権が設定されたが、国際人道法違反行為が1994年以降にも生じているのであれば、裁判所の時間的管轄権が延長されることも安保理で提案された(UN [1994c: 3])。

次に裁判所の構成について、適切でもなく効果的でもない、とルワンダ政府は主張した。二審制を採る裁判所の第一審はアルーシャに設置されたが、上訴審はハーグのICTYの上訴審が兼務し、検察官もICTYとの兼務となった。ルワンダ政府は、任務の重要性からICTRの第一審の判事は3名から5名に増やされるべきであり、ICTR独自の上訴審が設立されるべきであると述べた⁽⁹⁾。

さらにルワンダ政府はICTRの管轄権と国内裁判所の管轄権の重複を指摘した。裁判所の資源が不十分にもかかわらず、ICTRが国内裁判所の管轄権に含まれる犯罪をも訴追し、またICTR規程は処遇される犯罪行為について優先順位を示していないことから、国際的な裁判所が重要度の低い事件にかかわる可能性に懸念を表明した⁽¹⁰⁾。

国際的な裁判所の刑罰の問題も政府は指摘した。国際的な裁判所における死刑は、主要なヨーロッパ諸国からは受け入れられず、また普遍的な人権基

準を設立し死刑廃止を進めてきた国連の動きにも反することであった (Moghalu [2005: 39])。「30年以上の間、国連は死刑廃止を積極的に行ってきた。[ICTR への] 死刑導入は後退となり、まったく受け入れられない」との発言も安保理でなされた⁽⁴⁾。他方、ルワンダに死刑が存在しながら、ICTRに規定されなかったことについて、ルワンダ政府は、この不均衡な刑罰がルワンダの国民和解に資するものではないと主張した。またルワンダで死刑が科されるなか、国際的な裁判所でジェノサイドの行為者に死刑が科されないことについて、犠牲者は国連の対応に偽善を感じるとも指摘されている (Alvarez [1999: 407])。

裁判所がルワンダ国内に設立されないことも、ルワンダ政府が反対した理由であった。不処罰と戦い国民和解を促進する教訓を人々に伝えるために、ルワンダ政府は国内への裁判所の設立を要請し、現地での裁判所の設立によって国際と国内の法体系の調整が促進されると述べた。ルワンダ政府は、自らが監督し、国外の判事とルワンダ人によって構成されるハイブリッド型の裁判所を希望していたが、国際社会の側では裁判所の独立性と公平性を確保するために、ルワンダ国外に裁判所が設立されることが望ましいと考えていた。ルワンダ国内に裁判所が設立されれば、政治的な影響を直接受け、RPFの犯罪に対する捜査がより困難になることを国際社会は懸念していた (Moghalu [2005: 37-38])。

このように、ルワンダ政府とRPFにとって、国際的な裁判所は自らの犯罪を判断する組織としては考えられていなかった。一方、国際社会にとっては裁判所がルワンダ政府から独立していることが重要であり、国際的な基準にもとづいて犯罪行為を訴追し処罰する裁判所の設立と活動を求めていた (Moghalu [2005: 30])。

3. ICTR の意義と課題

(1) 意義

ICTR に対して国際社会とルワンダ政府がそれぞれの期待を抱くなかで、ICTR の具体的な活動にはどのような意義と課題が見られたのであろうか。まず意義としては、元首相カンバンダ (Jean Kambanda) の訴追と、ジェノサイド犯罪の訴追の2点が挙げられる。

国際的な刑事裁判所は個人の刑事上の責任を追及し、国家元首であれ政府の長であれ、被告人の公の地位によって刑事上の責任は免除されず刑罰も軽減されない (ICTR 規程第6条2)。ICTR は、指導的立場にあったいわゆる大物の容疑者の捜査と訴追を重点的に行う政策を取り、政治指導者を訴追した¹²⁾。1994年4月から7月の大量殺害が行われていた期間中に首相であったカンバンダは、ICTR の検察官の要請にもとづいて1997年にケニアで逮捕され、ジェノサイド行為、共謀、扇動、共犯、人道に対する罪で告発され、終身刑の判断が下された¹³⁾。カンバンダの事件は、国家元首が職務中に行った重大な犯罪行動に対して、国際的な裁判所が躊躇せずに訴追し判断を行うことを示した (Strain and Keyes [2003: 104])。どのような地位にある者も、自らの犯した犯罪行為について、国際的な裁判所で裁かれ処罰されることが確認されたのである。

また ICTR は、国際的な裁判所としてはじめてジェノサイド罪を適用した。第2次世界大戦中にナチス・ドイツがユダヤ人に対して行った大量殺害を受けて、集団殺害罪の防止及び処罰に関する条約 (ジェノサイド条約) が1948年に採択されたものの、罪に問われている者を国際刑事裁判所によって裁判に処する制度は ICTY まで設立されず、また ICTY でも集団殺害罪について規定されながら (第4条)、同条が裁判で適用されていなかった。

1994年当時のルワンダの状況を前に、国際社会とくにアメリカは、ジェノサイド行為を認定しジェノサイド条約にもとづく行動を躊躇した。この結果、

膨大な犠牲が生じた。ICTRの設立に至る過程において、ルワンダでジェノサイドが生じたと確認され、また裁判所の設立の目的においても、「ジェノサイドおよびほかの……国際人道法違反に責任を有する者の訴追のために、国際的な裁判所の設立が、そのような違反の阻止と効果的な救済を確実にすることに貢献することを信じ……」(UN [1994d])と記された。「犯罪中の犯罪」と呼ばれるジェノサイド犯罪の行為者の訴追を通じて、この犯罪行為は処罰できまた処罰されるべきであると国際社会において確認され、処罰の基準が示された(Moghalu [2005: 202])。この意義は大きい。

さらに1998年のアカイエス事件¹⁴⁾において、ICTRはジェノサイド発生の認定要因について、集団全体の破壊や犠牲者の数よりも、殺戮の背後にある意図の重要性を確認した(Moghalu [2005: 79])。その後のICTRやICTYの判断を通じて、ジェノサイド罪の構成要件として、意図の重要性が確認されている(Schabas [2006: 161-172])。ICTRへの訴追のすべてがジェノサイド罪と関連しており、裁判での解釈と適用によって、ジェノサイドの法律上の概念がより明らかになった。

(2) 課題

ルワンダで生じたジェノサイドに対して国際社会は何の措置も取らず、これがルワンダの行動に影響を及ぼした。まずRPFが戦闘によってジェノサイドをくい止め政権を掌握したことは、同政権が国際社会に対して道義的に優位であると信じるに足る十分な理由づけを与えた。またジェノサイドを国際社会が止められなかったことで、ルワンダは自らの安全については自らが確保しなければならないと考えるに至った。さらにジェノサイドに対する軍事的な不介入は欧米諸国に罪悪感を残し、とくにアメリカとイギリスがRPF政権との戦略的な同盟関係を持つことにつながった。ルワンダは、国際社会の一連の対応から、ルワンダで起こった事柄を隠蔽する手段として裁判所を見なすようになった(Moghalu [2005: 24])。

安保理の決議によって設立されたICTRは、国際法上もまた政治上も強力

な権限にもとづいて、活動を行うことが可能となる。ところが裁判を行うなかでルワンダとの関係において問題が生じた。

まず国家との協力についてである。ICTR に対しては、ルワンダを含むすべての加盟国に協力する義務がある¹⁵⁾。一方、ICTR は警察など法執行機関を持たないし、国連も国家の協力を強制できない。裁判所は逮捕令状を発行するが、現地政府の自発的な協力なくして現地への入国も調査も行えない。実際にはルワンダ政府による入国の許可、目撃者へのアクセスや ICTR への移送への協力がなければ、裁判所は公判も実施されない。国際的な刑事裁判所は、国家の協力なくしては職務を実行できない「手足のない巨人」(Cassese [1998: 7]) である。

RPF 政権にとって、国際的な裁判所は自らの正統性を示す機関として位置づけられており、正統性を脅かすような裁判所の行動は容認されない。2002年には ICTR への証言者の移送が政府によって停止され、検察官が計画していた RPF による戦争犯罪に関する現地調査も、政府の協力が得られず実施できなかった (McGreal [2002])。

次に管轄権の設定によって生じる問題が挙げられる。ICTR で裁かれる者があらかじめ確定されることによって、あらゆるジェノサイド行為者の訴追を前提とする裁判所の中立性、公平性が疑問視されてきた。時間的管轄権が 1994年のみに設定され、またルワンダ政権も RPF 側の戦争犯罪に関する被疑者を裁判所に引き渡さない旨を明言しており、訴追される者が旧ハビヤリマナ政権側のジェノサイドにかかわる被疑者に限られた¹⁶⁾。確かに ICTR の元裁判所長が論じるように、ICTR で政治的指導者が裁かれることは画期的であり、国際社会が不処罰を容認しないというメッセージを、アフリカを含む国際社会に伝える効果を持つ (Mose [2005: 932])。しかし裁かれる者が選別される状況は、裁かれる立場の者にとっては別のメッセージとなる。訴追の対象となるフトゥは、自らの犯罪行為のみが裁かれることから、裁判所に対して偏ったイメージを持つ危険性がある。彼らにとって、裁判所は正義を行う中立で公平な機関ではないし、このような裁判所の活動を和解の障害と

捉えるだろう (African Union [2003: 18.14])。モグハルが指摘するように、結局、彼らは自らの虐殺行為についてではなく、紛争での敗北を後悔するのである (Moghalu [2005: 137])。

4. 国内への影響

(1) 死刑廃止

ICTRは2010年にすべての審理を終了し、残された事件はルワンダに引き継がれる。ICTRの完了戦略に合わせて、国内の司法制度の強化が安保理においても指摘されていた (UN [2003, 2004a])。ルワンダでの死刑の規定は、ICTRの完了戦略との関連において問題とされていた。死刑廃止を促してきた国際社会にとっては、死刑が規定されるルワンダにICTRの被疑者を移送することは容認されない。他方で、社会全体にジェノサイドの被害が及んだルワンダにおいては、真の国民和解はジェノサイドに対する正義が前提であり、その限りで罪を負う者に死刑を科すことも必要と捉えられていた¹⁷⁾。

2007年に、ルワンダは公正な裁判に関する法を制定し死刑を廃止した。ルワンダの司法長官は、この死刑廃止の決定が国民和解、よい統治、人権尊重の政策を強化する必要性にもとづいており、死刑廃止によって、ICTRや他国で訴追されているジェノサイド行為者のルワンダへの移送を奨励することが、ルワンダにとって有益となると述べた (BBC Monitoring Africa [2007])。国連人権高等弁務官も「ルワンダは生命権の尊重を確実にする重要な措置をとり、1994年のジェノサイド罪に責任を有する者を裁くために前進した」 (Reuters AlertNet [2007]) と評価した。

死刑廃止は国際社会から評価されたが、その一方でルワンダ国内での裁判が公正に行われる必要性にも留意すべきである。ルワンダ政府は、ジェノサイドや武力紛争を引き起こした根本的な要因の解決が優先事項であり、良い統治、正義、経済発展、人権の促進を確実にする政策を通じてそれに取り組むと主張していた。にもかかわらず、政府が公正かつ信頼される刑事司法制

度を設立してこなかったとの批判が国際的な人権 NGO からなされている (Amnesty International [2004: 17])。ルワンダは、2007年に、ICTR から国内に移送される者への公正な裁判を保障した基本法を採択し、ICTR で採用されている証拠に関する規則を採用した。公正な裁判に関する新たな基本法の制定は歓迎されるが、ジェノサイド関連の特定の犯罪にのみ適用されることから、運用面での懸念がある。また基本法が効果的に適用されるためには、警察、取調官、判事の訓練が欠かせない。しかしその実施状況も明確ではない。公正な裁判が保証されない状況では、ICTR や他国は、ルワンダへの人々の移送については再検討すべきとの提言もなされている (Amnesty International [2007: 5])。

また、死刑廃止に関しても、本来であればジェノサイド行為との関連においてより具体的に論じられる必要がある。ジェノサイドという特異かつ悲惨な状況と、その行為に対応する刑罰については、国際社会においても十分な議論が行われていない¹⁸⁾。通常犯罪の類推によって死刑廃止が議論されているが、ジェノサイドの特異性や、行為者の処遇に関する議論をないがしろにする危険性もある。またジェノサイドを経験した国家が、住民にとって適当と考えられる措置をジェノサイド犯罪の行為者に対して迅速に行わない場合には、私刑や紛争の再発をもたらす可能性も指摘される (Ohlin [2005: 747-777])。

(2) ガチャチャ裁判制度の導入

ガチャチャ裁判制度は、ルワンダ政府によって設立された地域社会にもとづく紛争解決手続きである¹⁹⁾。ジェノサイドによってルワンダの判事や弁護士約3分の2が国外に逃亡するか殺害され、すべてのジェノサイド罪を裁くためには200年を要すると言われた (Strain and Keyes [2003: 106])。そこで政府は、地域社会で行われてきた伝統的な紛争解決手続きであるガチャチャを新たな裁判制度として再編・導入した。伝統的なガチャチャは、話し合いを通じて社会の秩序回復を試みる制度であり、地域社会の規則違反に対して制

裁を与え、秩序を損ねた者を再統合し、調和と社会秩序の回復を通じて和解を促すことを目的としていた (African Union [2003: 18.43])。基本法にもとづいて制定されたガチャチャは、伝統的な解決手段のガチャチャの呼称ながら、ジェノサイド行為者を共同体で裁くルワンダの司法制度の一部となった²⁰⁾。

ルワンダ政府は、ジェノサイドにかかわった者を訴追し、正義を促進し、不処罰を阻止することをガチャチャ裁判制度の目的とする。大統領のカガメ (Paul Kagame) は、ガチャチャに関するインタビューに答えて次のように述べている。「ガチャチャを取り入れる目的は……第1に不処罰と戦い、犯罪を行った者やジェノサイドにかかわった者を裁くことである。次に、和解である。我々は犯罪を行った者を処罰するのみならず、国家を再構築し和解ももたらす。さらに、ジェノサイドで何が行われたのか、真実を見出すこともガチャチャの目的である。誰がジェノサイドに責任を負うのか、また、どのような理由でまたどのように大多数の者がかかわっていったのか。人々がこのプロセスにかかわること……これが癒しのプロセスになると理解されるであろう」 (Government of Rwanda [2001])。

ICTR の設置がガチャチャ裁判制度の導入と関係しているのかどうかは、必ずしも明らかではない。ガチャチャ裁判制度は、国内での長期に及ぶ容疑者の勾留、収容能力を超えた拘禁施設の問題を解決するひとつの方法であった。和解のプロセスへの現地の関与については、ICTR や国内裁判所には限界があり、ガチャチャ裁判制度は既存の国際、国内の責任のメカニズムを補完する制度とも捉えられていた (Strain and Keyes [2003: 117])。

ガチャチャ裁判制度と ICTR の活動は、ルワンダ政府と ICTR の双方から補完的な制度として捉えられているようである。ICTR の完了戦略が明らかとなるなかで、ルワンダ政府は残された事件について自国の裁判所で裁く意思を示し、これによって不処罰の文化が阻止され、和解が促進されると主張している (UN [2005b: 32, 2006a: 31])。またルワンダ政府は、ガチャチャ裁判制度によって国内裁判所の負担が軽減され、ICTR より移送される事件を国内裁判所で扱えるようになる²¹⁾と論じる (UN [2005a: 31-32])。ICTR 側にも、

人々が正義を得るために ICTR とガチャチャが相互に補完し合うとの見解がある (The New Times [2007])。

ガチャチャ裁判制度に対する肯定的な評価として、ストレインとケイエスは次の点を挙げている。ジェノサイド行為者の長期拘禁や拘禁施設の問題が解決されること、ジェノサイドが生じた現地社会で人々が参加するので、ICTR や国内の裁判所だけでは不十分な和解が促進されること、現地社会にとって受け入れられやすく人々の和解が進むこと、さらにルワンダでの法文化の再構築にルワンダ人自身が参加できることである。またジェノサイド行為に責任を持つ者の裁判にルワンダ人が携わり、これにより不処罰の文化の根絶も期待されている (Strain and Keyes [2003: 118-121])。

他方で、ガチャチャ裁判制度の問題として、国際的な裁判との関連では次の点が指摘される。まずガチャチャ裁判制度は国際的な人権基準に合致していない。裁判に弁護士が参加できず、証言者に対しても保護が与えられていない。また裁判においてはジェノサイド条約やジュネーブ諸条約を適用するとされるが、具体的な適用について十分な指針が示されていない。加えて前政権による犯罪行為が対象とされ、RPF による犯罪行為が排除される。このことから、ガチャチャ裁判制度は紛争の一方当事者によって行われる正義の追求であり、勝者の裁判として批判されている (武内 [2005: 54])。国際法上の犯罪であるジェノサイドをルワンダ国内で裁くガチャチャ裁判制度は、現実には現政権の地位を強化し、勝者の裁きの手段となる可能性も持つ。

第3節 シエラレオネ特別裁判所 (SCSL)

1. 設立をめぐる国際社会と現地指導者の思惑

(1) ロメ和平協定の締結

シエラレオネの紛争には、破綻した政府、長期にわたる一党支配体制と汚

職の蔓延、ダイヤモンドなどの鉱物資源をめぐる利権争い、民族間対立などさまざまな要因が指摘され、また国外からの支援を受けた複数の武装勢力も関与していた²¹⁾。SCSLの設立の背景には、紛争中の犯罪行為よりも、逮捕された武装勢力指導者の処遇と社会への影響があった。

1999年7月にシエラレオネ政府と革命統一戦線（Revolutionary United Front: RUF）の間でロメ和平協定が締結され、RUFの指導者サンコー（Foday Sankoh）を含むすべての紛争当事者に対する恩赦が記された²²⁾。さらに平和を確立し国民和解の目的を促進するために、シエラレオネ政府はすべての武装勢力に対して法的な行動を取らないことを確約すると定めた。

和平協定の締結にあたり、紛争当事者に無条件かつ無制限な恩赦を与えたことについては、シエラレオネ国内と国際社会における要因が考えられる。国内の要因としては、当時、シエラレオネの反政府勢力は国土の3分の2を掌握しており、シエラレオネ政府は反政府勢力と交渉可能な解決策を探すことが必要であった。また反政府勢力によって行われたクーデタの首謀者については、国内裁判所ではすでに死刑の判決が下されていたが、彼らの訴追や刑罰に反対して政府に脅迫が行われていた。このような状況での和平交渉では、政府は反政府勢力に恩赦を与える以外の選択肢はなかった。また紛争中の人権侵害を目のあたりにした市民からも、戦争終結を最優先とすることが求められており、反政府勢力への恩赦も支持されていた。ロメ和平協定を締結するプロセスにおいて、事態を進展させるインセンティブとして政府側から反政府勢力に恩赦が提案されたのである（Hayner [2007: 6-15]）。

一方、国際社会から見ても紛争の終結は緊急の課題であった。シエラレオネの紛争当事者が非武装化されなければ、和平が達成されないことは明白だった。トーゴのロメで行われた会議には、シエラレオネの紛争当事者や西アフリカの諸国に加えて、アメリカや旧宗主国のイギリスも参加した。また国連が証人として和平協定に署名しなければ、協定が履行されないことも明らかであった（Hayner [2007: 17-18]）。国連では1999年に、内部文書「紛争解決のための交渉の特定の観点に関する国連代表のためのガイドライン」

(Guidelines for United Nations Representatives on Certain Aspects of Negotiations for Conflict Resolution) が作成され、戦争犯罪、人道に対する罪、ジェノサイドに対する恩赦は認められないと確認されており、これがロメ和平協定の恩赦規定を認めない国連の立場の基礎となっていた (Hannum [2006: 37])。ロメ和平協定の署名において、国連事務総長特別代表は、戦争犯罪などの国際人道法の重大な違反については、同協定の恩赦規定が適用されないと述べている。

以上のように、ロメ和平協定はシエラレオネの紛争終結を最優先において作成された文書であり、恩赦規定もシエラレオネの反政府勢力の当事者を和平交渉に参加させ紛争を終了する目的で定められた。

(2) SCSL の設立

ロメ和平協定の締結にもかかわらず紛争は再発し、2000年5月には、現地に展開されていた国連シエラレオネ派遣団 (United Nations Mission to Sierra Leone: UNAMSIL) の要員約500名を RUF が襲撃し拘束する事件が生じた。救出活動の最中に RUF 指導者のサンコーが政府によって捕えられ、その処遇が問題となった²³。サンコーにはロメ和平協定にもとづいて恩赦が与えられていたものの、この事件を契機として、恩赦を取り消して戦争犯罪を裁くべきとの声が高まった。カバー (Ahmad Tejan Kabbah) 大統領は、国内の裁判所でサンコーを訴追すれば治安の悪化が懸念されることから、国際的な裁判所の設立を国連に要請した。大統領は、その際、裁判所設立の目的として、人々に対する犯罪行為と、平和維持活動要員の拘束事件に責任を持つ RUF の処罰を掲げた。シエラレオネより提案された案では、裁判所が国際人道法のもっとも重大な違反者と RUF 指導者を裁き、これによって正義が行われ、違反行為に責任を持つ犯罪組織が破壊されると述べられた。裁判所設立を要請する時点においてカバー大統領は、RUF の訴追による社会と政権の安定化を目指していたと言えよう (UN [2000a])。他方で、国連は平和維持活動への襲撃行動を国連に対する攻撃と見なしており、犯罪行為者の訴

追を支援する必要性を認識し、裁判所の設立によるシエラレオネの平和と安全の維持を求めている (Perriello and Wierda [2006: 11-12])。

2000年8月に採択された安保理決議1315において、シエラレオネ領域で行われた重大な犯罪と、不処罰が蔓延する状況に対して深刻な懸念が表明され、独立した裁判所の設立についてシエラレオネ政府と交渉を行うことが国連事務総長に対して要請された。安保理決議では、シエラレオネの状況が国際の平和と安全に対する脅威を構成すると記されたものの、憲章第7章にもとづく行動とはされず、裁判所はシエラレオネと国連の協定にもとづいて設立された。シエラレオネはICTY、ICTRのように安保理決議にもとづく裁判所の設立を希望していたが、費用の面など既存のアドホック裁判所の問題点が指摘されるなか、国連とシエラレオネの協定にもとづき、いわゆる混合法廷として設立されることとなった²⁴。

この安保理決議にもとづいて、「シエラレオネ政府と国連の間でシエラレオネ特別裁判所を設立する協定」(SCSL設立協定)が締結され、特別裁判所規程が定められた²⁵。設立協定には、「1996年11月30日以降、シエラレオネ領域において行われた国際人道法とシエラレオネ法の重大な違反に対して最も責任を有する者を訴追する」(第1条)と規定されている。裁判所設立の背景には、RUFの指導者サンコーの訴追がすでに想定されていたことは否めない。シエラレオネ政府は「正義をもたらし、永続する平和を確保する目的を満たす強力かつ信頼できる裁判所の設立について、国連からの支援を求め」たが (UN [2000b])、政府の求める正義とは、自らの政権の強化にはほかならなかった。

シエラレオネ政府、国際社会の双方にとって、特別裁判所の設立は現地社会の安定化が目的であった。とくにシエラレオネ政府にとっては、RUFなど反政府勢力の戦争犯罪を国際的な裁判所において裁き、これにより現地社会の不安定化の懸念を減らす重要性が考えられていた。一方、国際社会は、平和維持活動に対する攻撃を国際社会に対する犯罪と捉え、その犯罪者の訴追を求めている。安定化の内容は異なるものの、両者の意向が一致して裁判

所が設立された (Perriello and Wierda [2006: 14])。

国連による恩赦の拒否やサンコーの逮捕を受けて、ロメ和平協定の恩赦規定も特別裁判所の設立の際には制限され、国際人道法の重大な違反等については恩赦規定によって訴追が妨げられない旨が裁判所規程に定められた (UN [2000c: 5])。

2. SCSL の意義と課題

(1) 意義

SCSL の意義として安保理は次の点を挙げている。国際人道法の違反者が個人として責任を負うこと、個人を訴追するために国際的な基準にもとづいて国際社会があらゆる努力を行い、そして重大な犯罪に対して正義と責任のための信頼できる制度が不処罰を防止し、国民和解のプロセス、平和の回復と維持に貢献する (UN [2000b])。また国際的な基準にもとづく犯罪行為者の訴追に加えて、SCSL がフリータウンに設立されたことで現地社会に対する意義も強調されている。

上述の通り、シエラレオネ政府は国連憲章第7章にもとづいた裁判所の設立を求めていたものの、実際にはシエラレオネ政府と国連との協定にもとづく混合法廷となった²⁶⁾。ICTY、ICTR の権限や機能上の欠陥が明らかとなり、その反省にもとづいて SCSL の組織や権限が決定されたわけである。ICTY や ICTR の問題として、長期にわたる裁判によって国際社会が負担しなければならない莫大な費用 (UN [2004b: 14])、犯罪行為地と裁判所との距離、訴追の対象となる容疑者が特定化されていないことが挙げられる。これらの問題点を踏まえ、SCSL は、国際社会からの自発的拠出金によって運営される (SCSL 設立協定第6条)、裁判所の司法以外の活動について助言と政策を行う運営委員会が設立された (第7条)。また裁判所はフリータウンに設立された (第1条)。さらに裁判所はもっとも重大な責任を担う者のみを訴追すると定められた (前文)。

自発的拠出金による運営は、裁判所の予算を低く抑え、裁判所の迅速な行動の促進にも役立つ。たとえば予算を比較した場合、ICTRは単年度で約8700万ドルであるのに対し（2003年）、SCSLは3年間で約5600万ドルであった（International Crisis Group [2003: 3]）。またSCSLは主要国や拠出国により構成される運営委員会によって活動が決定されるので、ICTYやICTRのように安保理における政治的な要因に左右されない²⁷⁾。

フリータウンに設立されたSCSLは、シエラレオネの市民社会や司法分野と協力を行う（Cassese [2006: 8-9]）。とくに裁判所のアウトリーチセクション（Outreach section）はシエラレオネ人によって構成され、裁判所の役割や国際人道法について人々に情報を提供する重要な役割を担ってきた。また裁判所の判事や検察官にシエラレオネ人が任命され²⁸⁾、書記局内の弁護人室²⁹⁾にもシエラレオネ人が配置されるなど、一時は専門職の3分の1がシエラレオネ人によって構成された。さらに、シエラレオネ政府は特別裁判所批准法を制定し、これにより特別裁判所の逮捕令状にもとづいてシエラレオネ警察による容疑者の逮捕が法的に可能となり、国際的な裁判所と国内の法執行機関との協力関係がつくられた³⁰⁾。このように裁判に関係する専門的な職にシエラレオネ人が携わることは、SCSL終了後の遺産としても評価される。

(2) 課題

上述したSCSLの意義は、SCSLの組織上、活動上の限界や問題点と表裏一体である。国際的な裁判所の運営は国際社会からの資源に頼らざるをえない。国連憲章第7章によって設立された裁判所は、裁判所の予算も安保理の決定によって確保される。しかし自発的拠出金によるSCSLに十分な資金が集まることは保証されず、このような裁判所の設立については、設立当初より国連のなかでも懸念する声があった（UN [2000c: 13]）。結果的に、SCSLはICTY、ICTRと比較して財政的に脆弱な組織となった。加盟国からの十分な資金援助が確実ではなく、裁判所の設立後も資金集めを目的として裁判所の職員が各国を訪問することを余儀なくされた。これが裁判所の公判にも

影響を及ぼし、資金獲得のための活動自体が裁判所の財政を圧迫した。不安定な財政状況によって長期計画の作成が困難となり、裁判所の活動が非効率になることも指摘されている (Perriello and Wierda [2006: 31-32], Cassese [2006: 11])。

次に、犯罪行為地に裁判所が設立される意義が確認されながら、元リベリア大統領テイラーの公判をハーグの ICC で行う決定は、フリータウンに設置された裁判所の意義について議論を再燃させた。テイラーの公判をフリータウンで行う利点としては、現地の人々が参加しやすいことが指摘されていた。また SCSL は本来、政治的に難しい公判を現地で行う目的で設立されており、それまでの公判によって、公正な裁判を行えるとすでに証明されていた (International Center for Transitional Justice [2006])。しかし、テイラーを裁判所内の施設に勾留すれば地域の安定にとって危険材料となることが指摘され、治安上の観点から現地での公判は困難であるとして、公判の場所が移転された³¹⁾。国際社会にとっては、SCSL の施設内にテイラーが勾留されフリータウンで公判が行われれば、シエラレオネやリベリアの情勢が不安定となる危険があり、またテイラーの身体の安全を確保するという配慮がより重要であった。

SCSL の管轄権に関して、容疑者の捜査、訴追、公判を最低 3 年間で完了する提案がなされていた (UN [2001: 4])。裁判所は、「もっとも責任を有する者」を裁く権限を有し、訴追者は 13 名にとどまる。検察官は選別された事件のみを集中して扱えるが、訴追される者は主要勢力の指導者に限られており、あらかじめ特定された者のリストが作成されていたとされる (Perriello and Wierda [2006: 26-27])。また SCSL はテイラー判決をもって任務を終了する予定であり³²⁾、裁かれる者が恣意的に選別されているとの印象もぬぐえない。たとえば元防衛副大臣のノーマン (Samuel Hinga Norman) が訴追されながら、防衛大臣であったカバー大統領は訴追されなかった。またカバーの政権掌握を支援した CDF や軍の犯罪について、大統領は責任を取らないと明言している (Perriello and Wierda [2006: 29])。

3. 国内への影響——SCSLと真実和解委員会の権限——

SCSLの活動はシエラレオネの社会にどのような影響や遺産を残すと考えられるのか。裁判が現地の人々に直接関係することによって、人々のカタルシス、和解、平和に徐々に貢献し、国家機関や人々の生活に長期にわたり影響を及ぼすと考えられている（Cassese [2006: 61]）。SCSLの影響や遺産について考える場合、ロメ和平協定によって設立された真実和解委員会との関係を検討する必要がある。SCSLの権限と国内の真実和解委員会との権限の問題が生じ、移行期正義の制度として共通の目的を有する組織間で対立が生じるという事態が起こったからである（望月 [2007: 33-61]）。

真実和解委員会の職務権限は多様であるが、個人の犯罪行為の訴追や処罰を対象とする裁判所とは異なり、犠牲者に着目した取組みである。委員会は過去に生じた人権侵害を調査し、過去の出来事を公に語り、共同体の記録として将来に残す。また紛争後の社会が過去の人権侵害の事実を明らかにし、説明責任を呼び起こし、証拠を確認し、加害者を特定し、補償や制度の改善を勧告する（UN [2004b: 17]）。

シエラレオネの真実和解委員会はロメ和平協定にもとづいて設立された。委員会の目的は、真の癒しと和解を促進し、不処罰に取り組むこと、暴力の連鎖を断ち切り、人権侵害の犠牲者と加害者がともに自らの話を伝える場を提供し、過去を正確に記すことであった（ロメ和平協定第26条）。2002年6月に設立された真実和解委員会は、2004年10月に大統領に最終報告書を提出し任務を終了した。

SCSLは、上述の通り当初は設立が予定されていなかったものの、サンコーの逮捕に合わせて設立された。SCSLの設立の際には、裁判所と真実和解委員会の権限について国連を始めさまざまな場で議論されており、両者の協力を促す指針として、補完性の原則、両機関の独立性、各機関における優先度の設定が確認されていた（UN [2002: 11]）。

またいずれの機関も、それぞれの職務権限を確認しながら、協力関係も想定していた。SCSLは、判決が真実和解委員会の報告と合わせて用いられることによって真実の記録がつけられると考え、真実和解委員会も、真実、責任、不処罰への取組みが相互に貢献すると捉えていた（Sierra Leone Truth and Reconciliation Commission [2004: 376]）。しかし、情報の共有をめぐる軋轢が生じることも指摘されていた。真実和解委員会は入手した極秘情報の開示を強制されない（真実和解委員会法第7条3）。ただし、SCSLとシエラレオネの司法機関の協力関係が定められており³³、国内の司法機関を通じて、SCSLが真実和解委員会に対して情報の提示を要請できる。この手続きについて、真実和解委員会は、委員会が裁判所に情報を提示すれば、裁判所からの訴追を恐れて真実和解委員会での証言を躊躇する者が生じる可能性を指摘した（Sierra Leone Truth and Reconciliation Commission [2004: 376, 378]）。また真実和解委員会の証言を通して事実が明らかとなれば、訴追を逃れようとする犯罪者が国外に逃亡し裁判所の捜査が影響を受ける可能性も懸念されていた（Evenson [2004: 755]）。

両機関の権限の問題は、被疑者ノーマン（元防衛副大臣）がSCSLに勾留されるなか、真実和解委員会の公聴会での証言を希望したことによって顕在化した。ノーマンは公聴会での証言を望み、SCSLに対して要請を行った。真実和解委員会もノーマンのこの要請が真実和解委員会の目的と機能を促進すると主張し、SCSLに対して公聴会実施の命令を行うように求めた。これに対して、SCSLの第一審裁判部、上訴裁判部のいずれも、真実和解委員会の要請を退けたのである。主な理由としては、公聴会の開催はあらゆる被疑者に与えられている無罪の推定に反し、証言によって被疑者の基本的人権が侵害されるというもので、被疑者の人権保護の必要性が指摘されたわけである。またノーマンの証言が持つ政治的な影響力や、彼の証言が公判に与える影響も懸念されていた。裁判所は公聴会の開催は認めず、代わりに書面による証言を認めた³⁴。

ノーマンの証言をめぐるSCSLによる対応と判断に対して、真実和解委員

会は批判的であった。すなわち、この措置は真実和解委員会において証言を行う者の表現の自由を SCSL が否定したものであり、シエラレオネの人々が真実と和解のプロセスを理解する権利の否定でもあると述べた (Sierra Leone Truth and Reconciliation Commission [2004: 412])。この経験について、真実和解委員会は、複数の機関が移行期に同時に活動を行う場合には、多様な目的を調和させることが難しく、また目的が対立する可能性があると述べる。そして複数の機関に対する一般市民の誤解は避けられないと指摘する⁶⁵⁾。SCSL と真実和解委員会の問題は、国際社会からの介入と国内の制度が共通の目的を持ち、協力関係が想定される場合でも、活動を通じて問題が生じうることを露呈したと言えよう。

むすび

国際的な司法介入はアドホック裁判所による犯罪行為者の訴追から、現在では常設の ICC による訴追へと制度化されてきた。本章では、アドホック裁判所である ICTR と SCSL の機能について、国際社会が想定する目的や活動と、現地社会が期待する目的や活動のギャップを検討し、これによって司法介入の抱える理想と現実、意義と課題を明らかにした。ICTR も SCSL も、国際法にもとづく犯罪者の訴追や処罰を通して、現地社会における不処罰の防止、国民和解、法の支配の定着に貢献しようとする。現地社会にとって、国際的な裁判所の活動は、公平な裁判を通じて現地社会に法文化の定着を目指すものだが、政府の権力を正当化し安定化させる手段として利用されることもありえるのである。

また国際的な裁判所の活動が、現地社会の制度にも影響を及ぼすことも明らかとなった。司法介入を契機として、国内の法律の改正や新しい裁判制度の構築が行われ、現地社会の法制度が改善されることは評価できる。他方で、その改善が国際的な人権の基準をないがしろにするものであってはならない。

また裁判所の活動と国内の制度との間で権限をめぐる対立が生じれば、司法介入の目的や活動を損ねるであろう。

紛争後の現地社会ではさまざまな分野で国際社会の関与が求められ、また平和構築という包括的なプロセスにおいてその取組みが捉えられている。そのようななかで司法制度に期待される役割と、活動を通して生じうる問題や限界を理解することは、国際社会と現地社会の双方にとって、適切な介入のあり方を模索するうえでひとつの視座となろう。

[注] _____

- (1) 本章での国際社会は、国際連合（国連）などの国際機構の場での国家等の主体の活動、また国家や国際機構、非政府組織（NGO）、個人が活動する領域など地球規模のさまざまな活動の場を指す。
- (2) 冷戦後の国際的な司法介入（International Judicial Intervention）は、シェファーによって用いられた（Scheffer [1996: 34-51]）。Intervention は論者によってさまざまに論じられ、多くの場合に「干渉」、「介入」と訳される。「干渉」は、武力行使など違法な行為を用いて他国にかかわることとされ、「介入」には違法性が含意されない。これについては望月 [2003] を参照。また本章で論じられる国際的な刑事裁判所については、国連憲章または国連と国家の協定など、合意にもとづいて設立されており、本来であれば intervention を用いて説明することの妥当性についても論じる必要があると思われる。本章ではシェファーの議論を参考として、紛争後に国際的な裁判所が戦争犯罪や国際人道法違反等を裁くために設立され、公判を行う一連の行動を「司法介入」と捉える。
- (3) UN [1993]。ICTR 設立の安保理決議においても、「状況が国際の平和と安全に対する脅威を構成すること」、「ルワンダの特別な状況における国際人道法の重大な違反に責任を持つ個人の訴追が国民和解のプロセスと平和の回復および維持に貢献する」と述べられる（UN [1994d]）。
- (4) 紛争後に、紛争中の戦争犯罪行為について国家元首や指導者が裁かれずにいることが問題となっていた。この不処罰（impunity）に対応するために、国際的な裁判所はいかなる政治的な地位にいる者も訴追し処罰することを目的として掲げる。
- (5) 完了戦略とは、アドホックな裁判所などが任務を終了する期限までのプロセスや達成すべき事項を予定表として記したものである。
- (6) UN [2004b: 15-16]。アルーシャに設立された ICTR のルワンダへの遺産

については、長期的には不明確であるとの議論もある (Roht-Arriaza [2006: 7])。また、SCSLの遺産として、フリータウンに設立された裁判所の設備や現地の専門家への影響が指摘されるが、遺産がどのように役立つのかについては現地社会の能力も関連する。SCSLの遺産については、それが現地での法の支配への尊重を高め、法の改善を促し、判事の給与や勤務状況を改善し、司法における腐敗を軽減することに、直接には影響を及ぼさないと指摘される (Cassese [2006: 53-67])。

- (7) 委員会は安保理決議935にもとづいて事務総長が設立し、独立した専門家3名により構成された。委員会の職務は、ルワンダに関するあらゆる情報を再審査し、独自の調査を行い、国際人道法違反とくにジェノサイド行為について委員会として結論を出し、個人がこれら違反行為の責任を有するのか決定し、裁判所の管轄権について考察することであった (UN [1994b, 1994e])。
- (8) フツ (Hutu)。現地の発音に近いことから、本章ではフトゥと表記する。またツチ (Tutsi) はトゥチと表記する。
- (9) 上訴審と検察官がICTYと兼務することについては、裁判がそれほど多忙にならないとの推測と、安保理決議によって設立された裁判所の判決を通じて、統一された判例法の発展が考えられていた。ICTYとICTRはいずれも2010年までに任務の終了を予定しており、迅速な裁判の実施が求められたことから、その後、ICTRに独自の検察官が任命された。
- (10) 管轄権については、ICTRは、あらゆる国家の国内裁判所に優越すると定められ、手続のいかなる段階においても、国内裁判所に対してICTRの権限に服することを正式に要請できる (ICTR規程第8条)。ICTRと国内裁判所で同時に訴追がなされた場合にはICTRが優位する。またICTRと国内裁判所の管轄権は相互に排除するものではなく補完すると定められた。
- (11) ニューゼーランド代表の発言 (UN [1994c: 5])。
- (12) Møse [2005: 932]。2005年の段階で公判が終了した25名には、首相(1名)、閣僚(4名)、知事(2名)が含まれていた。
- (13) *The Prosecutor v. Jean Kambanda*, ICTR 97-23-S, Judgement and Sentence, 4 September 1998 / *Jean Kambanda v. Prosecutor*, Case No. ICTR-97-23-1, Appeals Chamber Judgement, October 19, 2000.
- (14) これは、被告人アカイエスがギタマラ地方タバ市の市長であったときに、トゥチの殺害にかかわったとして、ジェノサイド罪、人道に対する罪、1949年ジュネーブ諸条約共通第3条、第2追加議定書の違反などの容疑でICTRに訴追された事件である。第一審において9の容疑について有罪とされ、アカイエスに終身刑が言い渡された。また上訴審では被告人の主張がすべて退けられた。この事件は、ジェノサイド罪について、国際的な刑事裁判所が有罪の判断を下した初めての例として注目された。

- (15) 「すべての国家が国際的な刑事裁判所およびその機関と十分に協力すること……すべての国家が国内法にもとづいて必要なあらゆる措置を取ることを決定する」(UN [1994d])。
- (16) 事実上、PRF 側の戦争犯罪に関する被疑者はトゥチ、旧ハビヤリマナ政権側のジェノサイドにかかわる被疑者はフトゥである。
- (17) ルワンダは1998年にジェノサイド関連の犯罪者22名に対して死刑を執行したが、その後、刑は執行されなかった。
- (18) 国際社会においても、すべての状況で死刑が廃止されてはいない。たとえば市民のおよび政治的権利に関する国際規約は、「死刑を廃止していない国においては、死刑はもっとも重大な犯罪についてのみ科することができる」(第6条)と、限定された状況における死刑を認めている。また欧州人権条約第6議定書は平時における死刑廃止を定めており、戦時は適用外である。欧州人権条約第13議定書は、戦時を含むすべての状況下での死刑廃止を規定するが、この条約には欧州人権条約の締約国のみ加入でき、ヨーロッパの地域に限定される。
- (19) ルワンダのガチャチャについては、武内論文(本書第8章)を参照。
- (20) 憲法第143条において通常の裁判所と特別裁判所が設立され、ガチャチャ裁判所が特別裁判所として位置づけられると規定された。一方、司法省はガチャチャ関連の法律について、内務省は拘留所、容疑者の移送について責任を持ち、財務省が予算の管理配分を行い、検察官室がガチャチャ裁判所に事件が付託される以前の調査を行うことも併せて定められた。
- (21) 1991年よりリベリアのテイラー(Charles Taylor)から支援を受けたサンコー率いる革命統一戦線(RUF)が戦闘を始めた。1997年にはクーデタにより、コロマ(Jonny Paul Koroma)率いる軍事革命評議会(Armed Forces Revolutionary Council: AFRC)が結成され政権を掌握し、一時はRUFと協力関係にあった。この軍事政権は国際社会からも認められず、ナイジェリア兵を中心としたECOMOG(ECOWAS Cease-fire Monitoring Group。西アフリカ諸国経済共同体ECOWASの軍)はコロマ政権を倒したが⁸、その際に民兵組織である市民防衛軍(Civil Defence Forces: CDF)が結成されノーマンが指揮をとった(Perriello and Wierda [2006: 5-6])。
- (22) ロメ和平協定第9条「1. シエラレオネに永続する平和をもたらすために、シエラレオネ政府はサンコーに対して無条件および無制限の恩赦を与えるための適切な措置を取る。2. 本協定署名後に、シエラレオネ政府はまた、すべての紛争当事者および協力者に無条件および無制限の恩赦を与え、本協定の署名時まで、目的遂行のために行われたあらゆる事項に関して刑の執行を猶予する」。
- (23) 国連は、1998年より国連シエラレオネ監視団(United Nations Observer Mis-

- sion in Sierra Leone: UNOMSIL) をシエラレオネに派遣していたが、翌1999年には武装解除を任務とした国連シエラレオネ派遣団 (UNAMSIL) を派遣した。国連の武装解除に対してサンコーは非協力的な姿勢を示し、UNAMSILはRUFより妨害行為を受けていた。UNAMSILの要員が拘束される前からRUFとUNAMSILは敵対的な関係にあり、事件は偶発的に生じたものではなかった。また要員の解放にはリベリア大統領テイラーが仲介役を果たした。テイラーはRUF指導部と個人的なつながりがあったことから交渉を任された(落合 [2000: 7-10])。
- (24) SCSLが混合法廷 (mixed or hybrid tribunal) と呼ばれる理由は、裁判所が国際と国内の双方の要素を兼ね備えていることによる。たとえばSCSLの判事は、シエラレオネ政府と国連の事務総長によってそれぞれ任命される。また裁判では、国際法に加えてシエラレオネ法にもとづいて個人を訴追できる。
- (25) 「特別裁判所」の呼称は、当該裁判所が、管轄権および構成が混在する条約にもとづいた、固有の (sui generis) 裁判所であることに由来する (UN [2000b, 2000c])。
- (26) Agreement between the United Nations and the Government of Sierra Leone on the Establishment of a Special Court for Sierra Leone, 16 January 2002.
- (27) ICTY, ICTRともに2010年に任務を終了する予定であるが、これは双方の裁判所の費用と規模が拡大しすぎたことなどを理由として、安売りが決定した。
- (28) SCSL設立協定第2条「裁判所は第一審と上訴審により構成される。第一審の3名の判事のうち1名はシエラレオネ政府から、2名は事務総長によって任命される。上訴審の5名の判事のうち、2名はシエラレオネ政府から、3名は事務総長により任命される。判事の任命についてはシエラレオネ政府と事務総長が協議を行う」。
- (29) 弁護人室 (Defence Office) は、国際的な裁判所としてはSCSLに導入された新しい制度である。弁護人室は、被疑者に法的助言を与え、被疑者が希望する場合には被疑者の弁護士を務める (手続および証拠規則第45条A)。
- (30) Part IV “Mutual Assistance between Sierra Leone and Special Court”, Special Court Agreement, 2002 (Ratification) Act, 2002.
- (31) UN [2006b]。SCSLの所在地はシエラレオネと定められているが、必要に応じてほかの場所でも公判が実施できる (SCSL設立協定第10条)。
- (32) 2007年3月、SCSLでのインタビュー。
- (33) Article 15, Special Court Agreement, 2002 (Ratification) Act, 2002.
- (34) *Prosecutor v. Samuel Hinga Norman*, SCSL-2003-08-PT, 29 October 2003, 3253-3264, 28 November 2003, 6421-6446.
- (35) Sierra Leone Truth and Reconciliation Commission [2004: 428]。TRCの元委員シャバスは、裁判所と真実和解委員会の権限に関する誤解について、いず

れの地域においても起こりうると述べる。その一方で、両機関が同時期に活動したことは、共通の目的を有する複数の組織について現地の理解を深めていたとも考えられると論じる (Schabas [2006: 37-38])。

〔参考文献〕

〈日本語文献〉

- 落合雄彦 [2000] 「シエラレオネにおける国連部隊襲撃拘束事件」(『アフリカレポート』第31号 7-10ページ)。
- 小長谷和高 [1999] 『国際刑事裁判所序説』尚学社。
- 武内進一 [2005] 「ガチャチャの開始——ルワンダにおける国民和解の現在——」(『アフリカレポート』第41号 49-54ページ)。
- 望月康恵 [2003] 『人道的干渉の法理論』国際書院。
- [2007] 「『移行期司法』における司法制度と真実委員会——シエラレオネの事例より——」(『法と政治』第58巻第2号 7月 33-60ページ)。

〈外国語文献〉

- African Union [2003] “Rwanda: The Preventable Genocide,” (http://www.african-union.org/Official_coduments/reports/Report_rowanda_genocide.pdf).
- Alvarez, José [1999] “Crimes of States / Crimes of Hate: Lessons from Rwanda,” *Yale Journal of International Law*, 24, pp.365-483.
- Amnesty International [2004] “Rwanda : The Enduring Legacy of the Genocide and War,” AFR 47/008/2004.
- [2007] “Rwanda: Suspects Must not Be Transferred to Rwandan Courts for Trial until It Is Demonstrated That Trials Will Comply with International Standards of Justice,” AFR 47/013/2007.
- BBC Monitoring Africa [2007] “Rwandan Minister Says Abolishing Death Penalty to Foster National Reconciliation, *BBC Monitoring Africa*, 14:07, 27 July.
- Cassese, Antonio [1998] “On Current Trends towards Criminal Prosecution and Punishment of Breaches of International Humanitarian Law,” *European Journal of International Law*, 9, pp.1-10 (<http://www.ejil.org/journal/vol19/No1/art1.pdf> 2008年2月14日閲覧).
- [2006] *Report on the Special Court for Sierra Leone Submitted by the Independent Expert*.
- Evenson, Elizabeth M. [2004] “Truth and Justice in Sierra Leone: Coordination

- between Commission and Court,” *Columbia Law Review*, 104, pp.730-767.
- Goldstone, Richard J. [1996] “Justice as a Tool for Peace-making: Truth Commissions and International Criminal Tribunals,” *New York Journal of International Law and Politics*, 28, pp.485-503.
- Government of Rwanda [2001] “Interviews with a Leader: Kagame Speaks on the Eve of the Launch of Gacaca Trials,” (<http://www.gov.rw/government/president/interviews/22001/gacaca.html> 2008年2月14日閲覧).
- Gray, Jerry [1994] “The Rwanda Disaster: The Overview; At Rwanda Border, Mass Graves and the Start of a Journey Home,” *New York Times*, July 26.
- Hayner, Priscilla [2007] “Negotiating Justice: Strategies for Tackling Justice Issues in Peace Process,” HD Report, Centre for Humanitarian Dialogue.
- Hannum, Hurst [2006] “Human Rights in Conflict Resolution: The Role of the Office of the High Commissioner for Human Rights in UN Peacemaking and Peacebuilding,” *Human Rights Quarterly*, 28, pp.1-85.
- International Center for Transitional Justice [2006] “Taylor Trial Should Be Moved from Sierra Leone Only as Last Resort,” Press Release, April 3.
- International Crisis Group [2003] “The Special Court for Sierra Leone: Promises and Pitfalls of a ‘New Model’,” *Africa Briefing*, Freetown/Brussels, 4 August.
- Kritz, Neil J. [1996] “Coming to Terms with Atrocities: A Review of Accountability Mechanisms for Mass Violations of Human Rights,” *Law and Contemporary Problems*, 59, pp.127-152.
- Lewis, Paul [1994] “Rwanda Agrees to a U.N. War-Crimes Tribunal,” *New York Times*, August 9.
- McGreal, Chris [2002] “Genocide Tribunal Ready to Indict First Tutsis,” *The Guardian*, April 5.
- Moghalu, Kingsley Chiedu [2005] *Rwanda’s Genocide: The Politics of Global Justice*, New York: Palgrave Macmillan.
- Møse, Erik [2005] “Main Achievements of the ICTR,” *Journal of International Criminal Justice*, 3, pp.920-943.
- The New Times [2007] “Gacaca Has Reconciled Citizens, Says ICTR,” Kigali, 27 November.
- Ohlin, Jens David [2005] “Applying the Death Penalty to Crimes of Genocide,” *American Journal of International Law*, 99, pp.747-777.
- Perriello, Tom, and Marieke Wierda [2006] “The Special Court for Sierra Leone under Scrutiny,” for the *International Enter for Transitional Justice*.
- Reuters AlertNet [2007] “U.N. Rights Chief Praises Rwanda Death Penalty Ban,” 27 July, 12:40:15 GMT (<http://www.alertnet.org/thenews/newsdest/L27883716.htm>)

- 2007年8月9日閱覽).
- Roht-Arriaza, Naomi [2006] "The New Landscape of Transitional Justice," in Naomi Roht-Arriaza and Javier Mariezcurrena eds., *Transitional Justice in the Twenty-First Century: Beyond Truth versus Justice*, Cambridge: Cambridge University Press, pp.1-16.
- Schabas, William A. [2006] *The UN International Criminal Tribunal: The Former Yugoslavia, Rwanda and Sierra Leone*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Scheffer, David J. [1996] "International Judicial Intervention," *Foreign Policy*, 102, Spring, pp.34-51.
- Sierra Leone Truth and Reconciliation Commission [2004] *Witness to Truth: Report of the Sierra Leone Truth and Reconciliation Commission*, Vol.3 B, Freetown.
- Strain, Jason, and Elizabeth Keyes [2003] "Accountability in the aftermath of Rwanda's Genocide," in Jane E. Stromseth ed., *Accountability for Atrocities: National and International Responses*, Ardsley, N.Y. : Transnational Publishers, pp.87-133.
- UN (United Nations) [1993] "Security Council Resolution 808, S/RES/808 (1993), 22 February1993."
- [1994a] "Statement Dated 28 September 1994 on the Question of Refugees and Security in Rwanda," Annex to the "Letter Dated 28 September 1994 from the Permanent Representative of Rwanda to the United Nations Addressed to the President of the Security Council, S/1994/1115, 29 September 1994."
- [1994b] "Preliminary Report of the Independent Commission of Experts Established in Accordance with Security Council Resolution 935 (1994)", Annex to the " Letter Dated 1 October 1994 from the Secretary-General Addressed to the President of the Security Council, S/1994/1125, 4 October 1994."
- [1994c] "Security Council 49thYear, 3453rdMeeting, S/PV.3453, 8 November 1994."
- [1994d] "Security Council Resolution 955, S/RES/955 (1994), 8 November 1994."
- [1994e] "Final Report of the Commission of Experts Established Pursuant to Security Council Resolution 934 (1994)", Annex to the "Letter Dated 9 December 1994 from the Secretary-General Addressed to the President of the Security Council, S/1994/1405, 9 December 1994."
- [2000a] "Annex to the Letter Dated 9 August 2000 from the Permanent Representative of Sierra Leone to the United Nations Addressed to the President of the Security Council," Annex to the "Letter Dated 9 August 2000 from the Permanent Representative of Sierra Leone to the United Nations Addressed to

- the President of the Security Council, S/2000/786 Annex, 10 August 2000.”
- [2000b] “Security Council Resolution 1315, S/RES/1315 (2000), 14 August 2000.”
 - [2000c] “Report of the Secretary-General on the Establishment of a Special Court for Sierra Leone, S/2000/915, 4 October 2000.”
 - [2001] “Letter Dated 12 January 2001 from the Secretary-General Addressed to the President of the Security Council, S/2001/40, 12 January 2001.”
 - [2002] “Report of the Planning Mission on the Establishment of the Special Court for Sierra Leone” Annex to the “Letter Dated 6 March 2002 from the Secretary-General Addressed to the President of the Security Council, S/2002/246, 8 March 2002.”
 - [2003] “Security Council Resolution 1503, S/RES/1503, 28 August 2003.”
 - [2004a] “Security Council Resolution 1534, S/RES/1534, 26 March 2004.”
 - [2004b] “The Rule of Law and Transitional Justice in Conflict and Post-conflict Societies: Report of the Secretary-General, S/2004/616, 23 August 2004.”
 - [2005a] “Security Council, Sixtieth Year, 5199th Meeting, S/PV.5199, 13 June 2005.”
 - [2005b] “Security Council, Sixtieth Year, 5328th Meeting, S/PV.5328, 15 December 2005.”
 - [2006a] “Security Council, Sixty-first Year, 5453rd Meeting, S/PV.5453, 7 June 2006.”
 - [2006b] “Security Council Resolution 1688, S/RES/1688 (2006), 16 June 2006.”

付表 シエラレオネ特別裁判所とルワンダ国際刑事裁判所

	Special Court for Sierra Leone (SCSL) シエラレオネ特別裁判所	International Criminal Tribunal for Rwanda (ICTR) ルワンダ国際刑事裁判所
所在地	シエラレオネ フリータウン	タンザニア アルーシャ
設立根拠規定	2000年8月14日 安保理決議1315 国連事務総長に対して、SCSL 設置に関する交渉の開始を要請 2002年1月16日 シエラレオネ政府と国連の間で裁判所設立に関する協定締結、SCSL 規程は同協定付属書	1994年11月8日 安保理決議955 ICTR 規程は同決議付属書
裁判所の管轄権	時間的管轄権—1996年11月30日以降 領域的管轄権—シエラレオネの領域 適用法規—国際人道法およびシエラレオネ法（第2条 殺人，殲滅等非人道的行為，第3条 ジュネーブ諸条約共通第3条および第2追加議定書，第4条 その他の国際人道法の重大な違反） 個人の犯罪—規程の第2条から第4条までに定める犯罪の計画，準備または実行について，計画し，扇動し，命令し，実行したまたはほう助しもしくは教唆した者は，個人としてその犯罪について責任を負う。（第6条） 犯罪を行ったときに15歳以下であった者に対して，裁判所の管轄権は及ばない。 管轄権の競合—SCSL とシエラレオネの国内裁判所は，ともに管轄権を有する。 SCSL はシエラレオネの国内裁判所に優越する。（第8条） 第2条から第4条の犯罪については，恩赦の対象とならない。（1999年7月7日，ロメ和平協定第9条 サンコー（RUF 革命統一戦線の代表）	時間的管轄権—1994年1月1日から1994年12月31日 領域的管轄権—ルワンダの領域，ルワンダ市民によって行われた重大な国際人道法違反に関しては近隣諸国の領域に及ぶ（第7条） 適用法規—国際人道法（第2条 ジェノサイド，第3条 人道に対する罪，第4条 ジュネーブ諸条約共通第3条および第2追加議定書） 個人の犯罪—規程の第2条から第4条までに定める犯罪の計画，準備または実行について，計画し，扇動し，命令し，実行したまたはほう助しもしくは教唆した者は，個人としてその犯罪について責任を負う。（第6条） 管轄権の競合—ICTR および国内の裁判所は，ともに管轄権を有する。（第8条1項） ICTR はすべての国家の国内裁判所に優越する。（第8条2項）

組織	<p>およびすべての戦闘員に対して恩赦を付与)</p> <p>人に関する管轄権—1996年11月30日以降シエラレオネの領域において行われた国際人道法およびシエラレオネ法の重大な違反に重大な責任を有する者を訴追するために、シエラレオネ特別裁判所を設立する(国連とシエラレオネ政府協定第1条)</p> <p>書記局—裁判所の運営、役務について責任を持つ。書記は国連事務総長により任命</p> <p>弁護人室—書記局の一部、被疑者、被告人の権利を保護する。弁護人として法廷にも立つ(証拠および手続規則第45条にもとづき設立)</p> <p>検察官—検察官は国連事務総長により任命</p> <p>裁判部—11名の裁判官より構成(二の第一審裁判部、一の上訴裁判部)</p> <p>第一審—6名の裁判官(4名が国連、2名がシエラレオネ政府より任命)</p> <p>上訴審—5名の裁判官(3名が国連、2名がシエラレオネ政府より任命)</p>	<p>人に関する管轄権—自然人について管轄権を有する。(第5条)</p> <p>書記局—裁判所の運営、役務について責任を有する。書記は事務総長により任命</p> <p>検察官—検察官室は、検察官および必要に応じて能力を有するその他の職員で構成される。検察官は事務総長の指名にもとづいて安保理により任命</p> <p>裁判部—16名の独立した常任裁判官より構成され、いずれの2人も同一の国の国民であってはならない(三の第一審裁判部、一の上訴裁判部)</p> <p>第一審—9名の裁判官および9名の臨時裁判官</p> <p>上訴審—7名の裁判官</p>
刑罰の実施	<p>①シエラレオネ、②ICTRまたはICTYとの協定を結んだ国で、SCSLによって判断を下された人の受入れを示した国、③SCSLとの実施協定を結んだその他の国(裁判所規程第22条、手続および証拠規則第103条)</p>	<p>拘禁刑は、国連と協定を結んだ国において執行される。(ベナン(1999年8月)、マリ(1999年2月)、スワジランド(2000年8月)、フランス(2003年3月)、イタリア(2004年3月)、スウェーデン(2004年4月))</p>
資金	<p>自発的拠出金</p> <p>設立当初からの4年間の予算</p> <p>1億2500万米ドル</p> <p>2007年 約3600万ドル</p>	<p>安保理の決定</p> <p>予算 2006年—2007年 約2億7000万ドル</p>

完了戦略	2008年 約3300万ドル 2009年 約2000万ドル 2009年9月までに終了予定	
訴追された 人数	13名（2名の訴追取下げ, 1名死亡, 1名は身元不明)	安 保 理 決 議1503 (2003) ICTR, ICTY のすべての職務が2010年まで に完了することを規定 27判決（被告33人, 28名有罪, 5名 無罪）2007年8月現在 9事件（22名が起訴）係争中 8名 が公判開始を待つ 18名が逃亡

(出所) 筆者作成。